

会 議 要 録

名 称	令和4年度 第3回西予市社会教育委員会	
事 務 局	西予市教育委員会教育部生涯学習課生涯学習係	
	TEL : 0894-62-6415	
	FAX : 0894-62-1115	
開 催 日 時	令和5年3月22日(水) 10:00 ~ 12:02	
開 催 場 所	西予市教育保健センター 4階 大ホール	
出席者	委 員	16名/20名
	事務局	18名
議事内容(要旨)	<p>1. 開会あいさつ 西予市社会教育委員会副委員長</p> <p>2. 教育長あいさつ 西予市教育委員会教育長</p> <p>3. 委員長あいさつ 西予市社会教育委員会委員長</p> <p>4. 協議事項</p> <p>(1) 令和4年度社会教育実施報告について 令和4年度社会教育実施報告書をもとに、生涯学習課長→人権啓発課長→スポーツ・文化課長→明浜教育課長→野村教育課長→城川教育課長→三瓶教育課長→図書交流館長補佐が説明</p> <p>【質疑・意見】</p> <p>公民館が地域づくり活動センターに移行されると、土日が休館になると最近聞いて驚いた。土居公民館の報告に、「地域内で土日祝日の開館を協議する場を設けた」とあるが、その結果を知りたい。</p> <p>また、広報誌で家庭教育定例相談がなくなるという記事があったが、相談される方も少ないからかなと推測はするが、なぜ相談事業がなくなるのか伺いたい。</p> <p>これまで計画書と報告書が全く別物になっていたが、今年度の報告書は、年度初めに作成した計画書と報告書が繋がった形で作成されているのは良かった点だと思う。</p> <p>土日の地域づくり活動センターの開館については、土居公民館に限らず、城川にある4つの地域づくり活動センターは</p>	
委員		
城川教育課長		

<p>生涯学習課長</p>	<p>全て、開館時間を設定し、日直を配置するよう協議しているところである。</p> <p>公民館条例上では土日祝日は休館日となっているが、事務所は閉めたうえで利用はされてきた。城川・野村・明浜俵津公民館については日直を配置し対応してきたが、今回、日直、夜直を廃止したことから、今後、地域づくり組織として地域づくり活動センターの施設を休日にもどのように活用するか協議をしている地域がある。</p>
<p>生涯学習係長</p>	<p>子育て相談カフェについては、今年度は月2回相談日を設けて実施してきたが、相談件数が少ないことに加え、健康づくり推進課の母親学級や、子育て支援課の家庭児童相談、子育て世代包括支援センターの育児相談など、西予市に同じような相談事業が多数あることから、令和5年度のまなび推進課の事業としては、定例相談を廃止し、イベント開催時に、イベントに参加しながら相談もできるような形に運営方法を変更することとした。</p>
<p>委員</p>	<p>コロナ禍でできなかったのかもしれないが、令和5年度は防災訓練をする地域活動センターが増えるといいと思う。防災活動については、罹災した地域とそうでない地域とでは温度差があると感じる。特に人口の多い中心部で防災活動をどのようにしているのかと思っている。特に人口の多い中心部で防災活動をどのようにしているのかと思っている。</p> <p>溪筋公民館で実施された原子力防災訓練は、普通の訓練とどのように違うのか。</p>
<p>野村教育課長</p>	<p>詳細については現在持ち合わせていないので後程回答する。</p>
<p>教育長</p>	<p>私が知っている範囲で回答するが、野村町で唯一、伊方原子力発電所から30km圏内UPZに溪筋地区が該当している。また、この防災訓練は県が主催しており、詳細は後程説明させたい。</p>
<p>委員</p>	<p>令和5年度の大きな機構改革に伴って、文化協会の事務局も変わると聞いているが、どう変わるのか把握していない。会員の高齢化も進み、これまで以上に事務局の知恵、力を拝借し、継続していかなければいけないと考えている。補助金の減</p>

<p>スポーツ・文化課長</p>	<p>額は覚悟しているところだが、事務局は今後どうなるのかを教えてください。</p> <p>現在文化協会の事務局が置かれているスポーツ・文化課は、令和4年度で廃止され、次年度から、スポーツと文化の振興については市長部局のまちづくり推進課に移管される。そこに今までどおり事務局が配置される。</p> <p>(2) 西予市機構改革について 事務局説明</p> <p>【質疑・意見】 なし</p>
<p>委員長</p>	<p>(3) 2023年度西予市教育基本方針(案)について 生涯学習課長、スポーツ・文化課長説明</p> <p>【質疑・意見】 令和4年度の教育基本方針では、「ライフステージに応じた社会教育の推進」が No.1 となっていたが、今回は No.2 となっている。今回 No.1 には何か記載があったのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「ライフステージに応じた社会教育の推進」の前には、例年、学校教育の関係が No.1 として記載されている。前回の資料は、社会教育部分の抜粋ということもあり、本来 No.2 と記載されているが、社会教育部分を No.1 として資料提供した。</p>
<p>野村教育課長</p>	<p>先程委員より質問のあった、原子力防災訓練について詳細が分かったので回答する。当日、朝6時半に震度6強の地震が発生したという想定で、地域住民の方を対象に避難訓練を行っている。一次避難として溪筋地区体育館に避難していただき、医療対策訓練ということで、消毒、検温、医師による問診等を実施し、安定ヨウ素材の緊急配布訓練ということでヨウ素剤に見立てた飴を配布した。</p> <p>その後、避難検査場所となっている野村ダム駐車場にバスで向かい、ゲート型モニターを通り、汚染の有無の検査を行った後、乙亥会館に向かい、再度健康チェックや愛媛県職員による講習を行ったとのことである。</p>

<p>生涯学習課長</p>	<p>コロナ禍ということで参加人数は40人に制限しての実施であったとのことである。</p> <p>今後の社会教育計画書の記載内容についてだが、公民館は教育施設であるので、公民館で実施している事業はこれまで全て記載してきたが、令和5年度からは地域づくり団体と一緒に取り組む地域づくり活動も業務に入ってくる。</p> <p>今後は、教育に関することと、地域づくり活動に関することは分けて計画書に記載すべきだと考えており、防災活動においても防災教育として取り組まれた場合は掲載するが、自主防災活動そのものなどは地域づくり活動ととらえ、計画書に記載しなくなる。記載がなくても取り組まないというわけではないので、ご了承いただきたい。</p> <p>(4) 令和5年度社会教育計画(案)について 令和5年度社会教育計画書をもとに、生涯学習課 長→人権啓発課長→スポーツ・文化課長→明浜教育課長→野村教育課長→城川教育課長→三瓶教育課長→図書交流館館長補佐が説明</p>
<p>委員</p>	<p>社会体育事業活動計画の中に、「一流選手による交歓スポーツ教室の開催」とあるが、下段には、「プロスポーツ教室」ともある。標記だけの問題なのかもしれないが、市内中学校で実施している卓球、ソフトテニス、剣道、柔道、陸上、水泳などはプロ選手はおらず、ここに「プロスポーツ」と明記すると、この競技については教室を実施していただけないと捉えられてしまうように思う。</p> <p>また、実業団とプロとは異なると思うので、標記が変わるとより分かりやすくなると思う。</p>
<p>スポーツ・文化課長</p>	<p>委員がおっしゃるとおり、現在実施しているのは野球のマダリンパイレーツと、サッカーのみとなっており、卓球などの教室は実施していない。</p>
<p>スポーツ振興係長</p>	<p>県内には4球団のプロ球団があり、そちらに教室の実施をお願いしているところで、実業団等にはまだ依頼はできていない。</p>
<p>教育長</p>	<p>委員ご指摘のとおり、「プロ」という言葉を入れると、重点目標にある「一流選手」という言葉も「プロ」のいるスポーツ</p>

